

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和元年6月14日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
--------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800436号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900029号

第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成2年10月1日から平成4年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成2年10月から平成3年9月までの標準報酬月額については、9万8,000円から22万円、同年10月から平成4年9月までの標準報酬月額については9万8,000円から24万円とする。

平成2年10月から平成4年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年12月1日から平成6年5月14日まで

A社に勤務していた請求期間について、月額33万円の給料をもらっていたのに、標準報酬月額が極端に低く記録されている。調査の上、請求期間の標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成2年10月1日から平成4年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、平成2年10月から平成3年9月までは22万円、同年10月から平成4年9月までは24万円と記録されていたところ、同年3月5日付けで、平成2年10月及び平成3年10月の定時決定の記録が取り消され、平成2年10月1日に遡って9万8,000円に減額され、平成4年10月の定時決定まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録により、A社において平成4年3月5日に厚生年金保険被保険者記録の確認できる全員(事業主及び請求者を含む4人)が、同日付で、標準報酬月額が遡って減額されていることが確認できる。

さらに、同僚照会で回答があった標準報酬月額が遡及して減額処理されている二人は、請求期間当時、A社の業績は不安定だった旨回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成4年3月5日付けで行われた遡及減額訂正処理は事実に即したものととは考え難く、請求者について平成2年10月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間のうち平成2年10月から平成4年9月までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た平成2年10月から平成3年9月までは22万円、同年10月から平成4年9月までは24万円に訂正することが必要である。

- 2 請求期間のうち、平成元年12月1日から平成2年10月1日までの期間及び平成4年10月1日から平成6年5月14日までの期間については、オンライン記録によると、平成元年12月1日の被保険者資格の取得時の標準報酬月額の決定により20万円、平成4年10月及び平成5年10月の定時決定により9万8,000円と記録されており、それぞれ平成元年12月12日及び平成5年8月27日付けで処理されていることが確認できるが、当該資格取得時の決定及び定時決定に係る処理について、記録を訂正する等の不自然な点は見当たらない。

また、請求者は請求期間に係る給与明細書等を保有しておらず、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主に対して照会を行うも回答が得られないことから、請求者の平成元年12月1日から平成2年10月1日までの期間及び平成4年10月1日から平成6年5月14日までの期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、複数の同僚に照会したものの、平成元年12月1日から平成2年10月1日までの期間及び平成4年10月1日から平成6年5月14日までの期間について、請求者がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

このほか、平成元年12月1日から平成2年10月1日までの期間及び平成4年10月1日から平成6年5月14日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間のうち平成元年12月1日から平成2年10月1日までの期間及び平成4年10月1日から平成6年5月14日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。